

大阪府への返還が生じる可能性のある診療報酬の未収額の管理について

健康医療部医療対策課、公益財団法人大阪府保健医療財団

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																				
<p>公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）では、平成28年度をもって大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の指定管理者としての指定期間を満了している。なお、平成29年度以降、同センターの運営については、地方独立行政法人市立東大阪医療センターが指定管理者としてその業務を引き継いでいる。</p> <p>同センターの指定管理料は、センターに係る総経費から利用料金収入等を差し引いた額であり、法人の決算書上、センターの運営事業に係る収支差額は発生しない仕組みとなっている。</p> <p>指定管理契約が終了することに伴い、センターに係る診療報酬の未収額を処理しているが、その概要は以下のとおりである。</p> <p>1 滞留未収金について センターの指定管理業務の終了に伴う未収金の管理については、平成28年度末において回収困難と見込まれる未収金約4,100万円について、不納欠損処理を行っている。 当該処理に当たり、法人は財団法人大阪府保健医療財団債権管理規程（以下「債権管理規程」という。）を策定しており、これに基づき未収債権を分類し、回収困難と見込まれた債権約4,100万円を特定している。主な事由別の内容は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="231 940 1418 1507"> <thead> <tr> <th>主な事由</th> <th>入院</th> <th>外来</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債務者が死亡し、失踪の宣告を受け、もしくは所在不明となり、又はこれに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき（債権管理規程第5条第4号）</td> <td>27,979,320円 (152件)</td> <td>673,370円 (11件)</td> <td>28,652,690円 (163件)</td> </tr> <tr> <td>強制執行等の措置をとり、又は債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、徴収の見込みがないと認められるとき（債権管理規程第5条第6号）</td> <td>7,037,960円 (25件)</td> <td>72,170円 (2件)</td> <td>7,110,130円 (27件)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,085,270円 (39件)</td> <td>61,800円 (5件)</td> <td>5,147,070円 (44件)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40,102,550円 (216件)</td> <td>807,340円 (18件)</td> <td>40,909,890円 (234件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの不納欠損処理による未収金の貸倒れについては、費用処理せず事業収益から差引いて処理し、平成28年度の中河内救命救急事業収益について約4,100万円過小計上している。</p> <p>一方、財団は、債権管理規程附則に基づき、引き続き債務者ごとに未収残高を把握し、回収があった場合は、府へ納付することとしている。</p>	主な事由	入院	外来	合計	債務者が死亡し、失踪の宣告を受け、もしくは所在不明となり、又はこれに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき（債権管理規程第5条第4号）	27,979,320円 (152件)	673,370円 (11件)	28,652,690円 (163件)	強制執行等の措置をとり、又は債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、徴収の見込みがないと認められるとき（債権管理規程第5条第6号）	7,037,960円 (25件)	72,170円 (2件)	7,110,130円 (27件)	その他	5,085,270円 (39件)	61,800円 (5件)	5,147,070円 (44件)	合計	40,102,550円 (216件)	807,340円 (18件)	40,909,890円 (234件)	<p>1 財団は、回収見込みがない未収金を事業収益から差引いて処理しており、会計上、貸倒損失として費用処理（特別損失計上）していない。</p> <p>2 上記処理相当額については、指定管理料として府から收受しているため、平成29年度以降、債務者から回収があった場合は指定管理料の返納として府へ納付することとしている。しかし、この取扱いについて何ら府との定めがない。また、保険審査支払機関の審査結果を考慮した額を未収計上しているが、その額を超えて回収になった場合も同様である。</p>	<p>1 回収見込みがない未収金については貸倒損失として費用処理（特別損失計上）するなど、適切な会計処理を行われたい。</p> <p>2 貸倒処理した債権及び未収金の調整額については、指定管理料に含めて精算済であるが、今後回収された場合の取扱い等について、大阪府と協議、検討をするとともにその取扱いについて、協定等の締結をされたい。</p>
主な事由	入院	外来	合計																			
債務者が死亡し、失踪の宣告を受け、もしくは所在不明となり、又はこれに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき（債権管理規程第5条第4号）	27,979,320円 (152件)	673,370円 (11件)	28,652,690円 (163件)																			
強制執行等の措置をとり、又は債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、徴収の見込みがないと認められるとき（債権管理規程第5条第6号）	7,037,960円 (25件)	72,170円 (2件)	7,110,130円 (27件)																			
その他	5,085,270円 (39件)	61,800円 (5件)	5,147,070円 (44件)																			
合計	40,102,550円 (216件)	807,340円 (18件)	40,909,890円 (234件)																			

公益財団法人大阪府保健医療財団債権管理規程

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規定の施行の際現に存する財団の債権についても適用する。
- 3 この規定に定める「相当の期間」とは当面の間、一年間とする。
- 4 中河内救命救急センターの利用料金に係る債権のうち、第5条各号に該当すると認める債権については、平成29年3月31日付で利用料金の範囲内で調整した上で、別途引き続き管理する。
- 5 前号で調整した利用料金の一部または全部が財団に納付があったときは、大阪府へ納付する。

2 平成29年3月度診療報酬未収金の計上額について

平成29年3月診療分の診療報酬は、翌々月の5月に支払われることとなるため、未収金として計上することとなるが、3月診療分の未収金が保険審査支払機関に対する請求額の95%相当として計上されていた。これは、審査により支払が認められなかった場合、収入が減額となることを想定し、5%の危険率を見込んだものであり、その額は以下のとおりである。

内容	金額
平成29年3月診療分の保険審査支払機関に対する請求額	63,728,286円
上記の請求額の95%相当額	60,541,869円
差引：不足額	3,186,417円

この不足額についても、上記1と同様、府から收受する指定管理料で調整されることから、法人収支への影響はない。また、請求額の全額が入金となった場合は、未収金を超過する額（5%相当額）の収入が見込まれることから、上記1と同様、府へ納付することとなっている。

3 平成29年度以降の指定管理料と調整した未収金に関する府との取り決め

上記1及び2の未収金に関して、指定管理業務の終了に当たり、その精算に関する協定等が府との間で締結されていない。また、その後の債権管理に関しても特段の取り決めもない。

措置の内容

- 1 本件は、指定管理業務の終了に伴い、大阪府と協議、検討した結果、「大阪府立中河内救命救急センターの指定管理者変更に伴う未収金の取扱いに関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結し、回収見込みがない未収金について、平成28年度の利用料金収入をもって充てるものとする事となったものである。財団において今後、回収見込みがない未収金が発生した場合は、貸倒損失として費用処理（特別損失計上）するなど、適切な会計処理を行う。
- 2 大阪府と協議、検討した結果、未収金の取扱い及び平成28年度の最終収入額を上回る収入等があった場合の取扱いを定めた覚書を締結し、運用することとした。

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成29年10月10日及び同月11日）